

原動機付自転車・軽自動車など 廃車等手続きはお忘れなく!

図① 下記のような場合、手続きが必要です

使用できない車両を所有している

「廃車」手続き

所有者が変更になった

住所が変更になった

車検証に記載してある内容と実態が違う

「変更」手続き

◆軽自動車等を取得、譲渡、廃車したり住所が変わったときの手続き方法は、車両によって異なりますので、事前に確認してください。

「廃車」「変更」の
手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在
にバイク等を置いてある場所
(定置場)の市区町村で課税さ
れます。車両を使用していない

車種	手続きをする場所
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農耕作業用等)	市役所税務課市民税係 TEL 0866-21-0214 各地域局・各地域市民センター
軽自動車 (四輪・三輪)	軽自動車検査協会岡山事務所 (岡山市久米) TEL 086-245-3600
二輪の軽自動車 (125cc超) 二輪の小型自動車	中国運輸局岡山運輸支局 (岡山市藤原) TEL 050-5540-2072

場合や住所変更があった場合な
ど(図①)、手続きをしていな
いと、いつまでも軽自動車税が
課税されたり、さまざまなトラ
ブルが起ることがあります。
忘れずに、速やかに手続きをし
てください。

廃車等の手続き

Q & A

Q 原付バイクを持って
いるが、市外へ引っ越し
た場合、どうすればいいの
か。

A 手続きが必要です。通
常は住民票の住所が定
置場と見なされますが、住民票
以外の場所で使用している場合
は、使用している市区町村で課
税されます。手続きの方法は、次
の2通りとなります。

① 高梁市にナンバープレート
を返却し、引っ越し先の市
区町村でナンバーを取得す
る。

② 引っ越し先の市区町村で、
高梁市ナンバープレートの
返却と、引っ越し先の市区
町村ナンバーの取得を同時
に行う。

※手続き方法は市区町村ごとに異
なりますので、事前に引っ越し先
の市区町村にお問い合わせくださ
い。他市の廃車手続きを受け付け
ない自治体もあります。

Q オートバイが盗まれ
たのだが。

A 必ず最寄りの警察署
に「盗難届」を提出し、
その控えと印鑑を持参して、

廃車の手続きをしてください。
Q オートバイを友人に
譲ったが、名義変更をし
てくれない。どうすればいい
のか。

A オートバイを友人な
どに譲った場合は、必ず
名義変更が必要です。名義変
更をしないと、いつまでも
譲った人に税金がかかってし
まいます。

友人などが名義変更をしな
い場合は、譲った人が「廃車
届」を提出し、廃車証明書を
友人に渡してください。

Q 所有者が死亡したと
きは。

A 名義変更の手続きを
してください。

Q 農耕車を買って替えた
が、前の農耕車に付けて
いたナンバーを新しく購入し
た農耕車に付け替えて使用で
きるのか。

A 使用できません。前の
農耕車のナンバーの廃
車手続きをして新たにナン
バーを取得してください。

平成20年6月1日施行の 改正道路交通法のポイント

新しい... 自転車通行ルール

13歳未満の子どもを自転車に乗車させるとき、保護者はヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

- 「乗車させるとき」とは
- 児童・幼児に自転車を運転させるとき
 - 保護者などが補助いす等で幼児を自転車に同乗させるとき



新しい... 交通ルール



運転者は、助手席以外の座席の同乗者にもシートベルトを着用させなければなりません。

運転者、助手席同乗者だけではなく、後部席などの同乗者のシートベルト着用が義務となり、同乗者全員にシートベルトを装着させなければなりません。

違反点 1点（座席ベルト装着義務違反）

適用除外 助手席以外の同乗者の非着用については、高速自動車国道等でのみ適用
運転席・助手席以外でシートベルトが装着されている座席の数を超える人数（乗車定員以内）の同乗者を乗せるときなど、やむを得ない場合は適用が除外されます。



75歳以上の普通自動車運転者は「高齢運転者標識」を表示しなければなりません。

- 罰則 2万円以下の罰金または料料（過失も同じ）
違反点 1点（高齢運転者標識表示義務違反）
反則金 4,000円（普通自動車）

※70～74歳の人は罰則、違反点、反則金はありますが、「高齢運転者標識」を表示するよう努めなければなりません。

■問い合わせ 市民課市民係 (TEL)210254)

小型特殊自動車の申告はお済みですか
乗用トラクター、乗用コンバイン等に代表される農耕用作業用自動車（農耕作業を行う能力

と乗用装置を兼ね備えたすべての自動車）、フォークリフト、クレーン車等は、小型特殊自動車であり、構内や農地だけで使用する場合も含め、公道を走行しなくても、軽自動車税の課税対象

象になります。
該当する車をお持ちで申告がお済みでない人は、車名・車台番号・排気量・認定番号等の分かるものと印鑑を持参の上、標識番号の交付を受けてください。

夜間臨時収納 窓口の開設

また、すでに申告されている人で、所有者や登録車両に変更があった場合も手続きをしてください。
■問い合わせ 税務課市民係 (TEL)210214)

仕事の都合などで、金融機関での納付が難しい場合など、平日の昼間に市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の納付ができない人のために、夜間臨時収納窓口を開設します。また、納税相談も行いますので、ご利用ください。

◇開設日

8月27日(水)
9月24日(水)
10月22日(水)

◇開設時間

午後5時～午後7時

◇場所

市役所別館2階 税務課
①納税通知書をお持ちの人は、持参してください。
②相談の人は、印鑑を持参してください。